

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 添付書類一覧

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

提出書類

「(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の他に、以下のとおり書類を添付してください。

介護給付費算定に係る体制等の種類		提出書類等	備考
L I F E への登録			※添付書類は不要 ※算定にあつては厚労省通知「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令環6年3月15日）を確認すること
割引		①（別紙5-2）地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	※事前にご相談ください
夜間勤務条件基準		①（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
職員の欠員による減算の状況		①（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②資格証及び研修修了証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出 ②減算を解消する場合、該当者分を添付すること。
身体拘束廃止取組の有無			※添付書類は不要
高齢者虐待防止措置実施の有無		虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の定期開催、指針の整備、年1回以上の研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合、減算対象	※添付書類は不要
業務継続計画策定の有無		感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、減算対象 ※ 2025年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない	※添付書類は不要
3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合			※添付書類は不要
夜間支援体制加算	I	①（別紙46）夜間支援体制加算に係る届出書 ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	②【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出 ③は見守り機器導入による算定をする場合のみ提出 ※見守り機器とは、利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる、利用者の見守りに資する機器をいう
	II	③導入する見守り機器の仕様や形態がわかる資料 例 パンフレットや機能の説明書など	
若年性認知症利用者受入加算			※添付書類は不要
利用者の入院期間中の体制			※添付書類は不要
看取り介護加算		①（別紙47）看取り介護加算に係る届出書	
医療連携体制加算Ⅰ	Iイ	①（別紙48）医療連携体制加算に係る届出書 ②事業所の職員である看護師又は准看護師の資格証の写し、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していることがわかる協定書または契約書の写し	②Ⅰイを算定する場合は、事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していることがわかるよう、Ⅰロを算定する場合は、事業所の職員として看護職員（看護師又は准看護師）を常勤換算で1名以上配置していることがわかるように、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）を添付すること。 【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出 ※医療機関、看護関係の両方の連携等が確認できることが必要。 ※訪問看護連携により協定書がある場合は、各看護師の資格証は添付不要。
	Iロ		
	Iハ	③重度化した場合における対応に係る指針	
医療連携体制加算Ⅱ		①（別紙48-2）医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書	※医療連携体制加算（Ⅰ）のいずれかを算定していることが要件

介護給付費算定に係る体制等の種類		提出書類等	備考
認知症専門ケア加算	I	①（別紙12-2）認知症専門ケア加算に係る届出書 ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し又は認知症看護に係る適切な研修※の修了がわかるもの ④会議の開催計画が確認できるもの	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出 ③※現時点では、以下のいずれかの研修をさす。 ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」（認定証が発行されている者に限る）
	II	上記に加えて ① 認知症介護指導者研修の修了書の写し又は認知症看護に係る適切な研修※の修了がわかるもの ② 介護・看護職員ごとの研修計画の写し	
認知症チームケア推進加算	I	①（別紙40）認知症専門ケア加算に係る届出書 ②現行の認知症介護指導者養成研修の修了証の写し及び認知症チームケア推進研修の修了が確認できる書類の写し	②は加算Ⅰを算定する場合のみ添付 ③は加算Ⅱを算定する場合のみ添付 ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する（している）事業所においては、同一利用者に対しては併用算定不可のため注意すること ※算定にあたっては、厚労省通知「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」（令和6年3月18日）をよく確認すること
	II	③認知症介護指導者研修の修了書の写し又は認知症看護に係る適切な研修※の修了がわかるもの ④会議の開催計画が確認できるもの	
科学的介護推進体制加算			※添付書類は不要
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、Ⅱ		①（別紙35）高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書	
生産性向上推進体制加算	I	①（別紙28）生産性向上推進体制加算に係る届出書	※加算Ⅰは加算Ⅱの要件をすべて満たしていないと算定できない ※算定にあたっては、厚労省通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月15日）をよく確認すること
	II		
サービス提供体制強化加算	I	①（別紙14-6）サービス提供体制強化加算に関する届出書	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出
	II	②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	
	III	③（別紙7-2）有資格者等の割合の参考計算書	
介護職員処遇改善加算	I	①介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 ※2024年4月～5月は介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ～Ⅱ、介護職員等ベースアップ等支援加算の算定 ※2024年6月以降の新加算Vの注意事項：介護保険最新情報Vol.1215の3（1）介護職員等処遇改善加算（新加算）の要件参照	①必要書類については、市のホームページ参照。 トップページ＞医療・福祉＞介護保険＞事業者の方へ＞地域密着型サービス＞介護職員等処遇改善加算について（地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業）
	II		
	III		
	IV		
	V		

注意事項

加算の届出をする場合は必ず

「（別紙3-2）介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出してください。

加算の算定根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう適切に保管してください。また、虚偽や不正があった場合には、介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合もありますので、ご注意ください。

添付の資料に利用者の個人情報（氏名、生年月日、住所等の個人の特定につながる情報）がある場合は、その情報が分からないようにマスキング（塗りつぶし）をしてください。